

2020年5月20日

各 位

会社名 株式会社 クロスキャット  
代表者名 代表取締役社長 井上 貴功  
(コード2307 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経営財務統括部長  
高尾 良平  
T E L 03-3474-5251 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び現行定款第39条(中間配当)を削除し、現行定款第38条(剰余金の配当の基準日)を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月25日(予定)

以 上

別 紙

(変更箇所の下線を付しています)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)  <u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)            第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)  <u>第39条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)            第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>3</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

以上